

平成15年12月5日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本	博 昭
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

平成15年12月5日（金）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案の一括上程（市長の提案理由説明）

午前9時59分 開会

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから平成15年鹿島市議会12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程はお手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小池幸照君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に13番井手常道君、14番青木幸平君、15番中村清君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程案のとおり、本日から12月25日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は21日間と決定をいたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（坂本博昭君）

おはようございます。諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の12月定例会に市長から条例制定1件、条例改正3件、補正予算4件、規約改正1件の9議案の提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から財政援助団体等の監査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．議案の一括上程であります。

議案第70号から議案第78号までの9議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本日、ここに平成15年12月議会定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市・太良町合併協議会のことについて、若干御報告させていただきたいと思っております。

本年、5月16日、鹿島市と太良町の枠組みでの法定合併協議会設置議案を審議する臨時議会が開催され、可決していただきました。それを受けて、正式に「鹿島市・太良町合併協議会」が発足いたしました。今日まで、11回の協議会を開催し、鹿島市と太良町の合併を前提とした協議を進めてまいりました。その中で決定、確認された事項を中心に、新市はどうかを三つの視点から報告させていただきたいと思っております。

まず、「まちのかたち」はどうかということです。数字的には、人口は約4万5,000人、面積は186.28平方キロメートルとなります。新市の名前につきましては、現在公募をしております。何点かの候補の中から協議会で決定されることとなります。

合併の期日、これが新市の誕生日ということになりますが、合併特例法の期限が平成17年3月31日となっておりますので、その期限内を目指し、円滑な合併を図るために、誕生日は平成17年3月1日と決められました。

また、新市としての位置は、佐賀県を基準に見ると最南端となりますが、視点を変えてみると、長崎県に隣接した玄関口となるのです。

二つ目の視点が「行政・議会」はどうかということです。

まず、新しい市の事務所の配置ですが、本庁を現在の鹿島市役所に置くことになりました。本庁には総務や議会などの管理部門を集め、鹿島市と太良町のそれぞれの庁舎の位置に総合支所を置くことになりました。行政サービスの低下を避けるために、両市町の現在の行政体制をできるだけ残し、管理部門など集約できる部門は統一する方式です。

次に、行政区の取り扱いですが、現在、鹿島市には84の行政区、太良町には55の行政区があります。これらは現在のまま新市に引き継ぐことになりました。

次に、財産の取り扱いについては、土地、建物、物品などの財産と地方債などの債務はすべて新市に引き継ぎ、基金も基本的には新市に持ち寄ることになりました。ただし、太良町が以前から持っておられた固有の目的基金は、「太良地区振興基金」として、太良地区の振興のために使ってもらうようになりました。

次に、新市の財政についてですが、合併しなかった場合と合併した場合の、それぞれの財政はどうかを判断するために、財政シミュレーションを行いました。「施策可能経費」

の大きさを合併効果の判断材料として、地方交付税の減少や人員削減、合併支援措置など一定の条件のもと、合併した場合と合併しなかった場合の20年間の試算をいたしました。「施策可能経費」とは、地方税、地方交付税、補助金などの収入総額から、人件費、事務経費、公債費など固定的な支出を除いた額で、主に投資事業に回すことができる金額をあらわしています。

結論から申し上げますと、合併しなかった場合、鹿島市、太良町ともここ数年の間に財政的に行き詰まり、現状の行政サービスを維持することさえ困難となり、さらに新たな負担がふえることが予想されます。しかし、合併した場合は、現在の行政サービス水準を維持しながら、必要な建設事業や新たなソフト事業を将来にわたって行っていくことが可能になるのです。試算上の数字ですが、合併による財政効果は20年間で354億円見込まれる結果となりました。

次に、議会議員の定数及び任期の取り扱いについてであります。合併すれば今の鹿島市や太良町は一たんなくなってしまうので、現在の両市町の議員はその身分を失ってしまいます。そのために、新市において新たに選挙を実施し新議員を選出することが原則であります。議員は地域住民の代表であり、合併後のまちづくりがスムーズにいくように、合併後も一定期間に限り議員として在任できる特例が認められています。この件に関しては小委員会で協議され、合併にかかわった議員が、合併後一定期間在任して合併の効果を確認し、引き続き新しい市のまちづくりにかかわることは必要との結論に達しました。そこで、鹿島市と太良町の議会議員は合併特例法の規定を適用し、合併後1年2カ月間、引き続き議員として在任していただくことになりました。1年2カ月とは平成17年度の3月議会において、18年度の予算審議までお願いするというものであります。なお、特例期間終了後、初めて実施される議会議員の一般選挙における議員の定数につきましては、人口5万人以下の市の議員数の上限の26人となりました。

また、農業委員会の定数及び任期の取り扱いにつきましては、合併特例法の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き在任し、その後の最初に実施する選挙の委員定数は30人以下とすることが確認されました。

最後に、三つ目の視点が、「市民の暮らし」はどうなるかということであります。このことは、要するに合併したことにより、負担とサービスはどうなるかということです。

鹿島市長としての私の合併に対する基本的な考え方ですが、合併によって、負担がふえたりサービスが低下したりしてはいけないと思っています。悪くても現状維持でなければ、住民にとっての合併効果は生まれないと思っています。

そもそも、合併が目指す本来の方向性、理想というものは何であるかということです。合併問題を考えるときには、住民本位を基本に据えるべきだということであるはずですが。具体的には、可能な限り「行政サービスは高く、住民の負担は低く」という考え方を基本に、調

整に当たるべきであるということであります。これは、住民にとって一番身近な問題であり、またそれだけに一番の「合併のメリット」として考えていただけることだと思います。したがって、鹿島市と太良町の合併協議の一番の特徴、重点をここに置くべきだと考えます。また、このことは、合併の単位が1市1町と最小単位であるがゆえに、合併本来の目指すべき理想の実現が可能であると考えます。

現在までに、この負担とサービスの件につきまして、合併協議会で確認ができましたことは、まず、水道料金があります。鹿島市と太良町では料金に差がありますので、統一せず、そのままの料金体系を維持することになりました。両市町の水道は、水源や給水施設が別々で、原価が異なり独立採算を維持しておりますので、二つの料金体系で運営していくということであります。

また、地方税や国民健康保険の取り扱いでは、両市町で税率が違うものは、合併特例法の規定により、5年間の不均一課税をすることが確認されました。

また、保健衛生の取り扱いの中で、基本健康診査や節目検診などの成人健康診査事業は合併時に統合し、太良町の例に合わせて、個人負担額は無料にすることが確認されました。これは、鹿島市民にとって有利になりますので、この分の財政負担に対しては、鹿島市として、合併する前から職員採用の抑制による人員削減により、財政の捻出を図っていこうと思っております。

以上のように、合併協議会でそれぞれの項目について協議がなされてきました。来年3月末までには協議を終了し、廃置分合議案の議決に向け、住民説明会等を開催し、市民の皆様へ合併に対する御理解と御協力をお願いしたいと思っております。行政運営を担っている者として、市町村合併はこれからのまちづくりの百年の大計を決する重大な問題であると思っております。

今、私は、鹿島市の将来を見据えたならば、規模の大小にかかわらず、合併は必ずやらなければならないと思っております。鹿島市と太良町はこれまでも密接な関係がありました。地域としての特性も共有しており、JR長崎本線存続や有明海沿岸道路建設促進、有明海の再生など共通する行政課題も多くあります。ぜひとも合併を実現させ、両市町の持てる力を結集し合い、可能性を掘り起こし、「人・自然・地域が響きあい輝くまち」を新市が目指す将来像に掲げ、すばらしい新市の誕生に向け、不退転の決意で頑張っていく所存であります。

今後も、直接住民のサービスに結びつく重要な協議項目が残っております。協議がスムーズに進み、両市町が手を携え、すばらしい新市建設に向けて邁進できますよう、議員の皆様へ御協力と御理解をぜひお願いいたします。

それでは、提案いたしました案件につきまして、その概要を説明いたします。議案は、条例制定1件、条例改正3件、補正予算4件、規約改正1件でございます。

初めに、議案第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定について申し上げます。

鹿島市独自の風土と文化により醸成された歴史的なまち並みを保存し、市民が親しみと誇りを持ち、住み続けることができるまちづくりを進めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第71号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法等の一部改正に伴い、条例を整備するものでございます。

改正の主な内容としましては、期日前投票管理者及び同立会人の費用弁償の創設でございます。

次に、議案第72号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の全部改正に伴い、条例を整備するものでございます。

次に、議案第73号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、蟻尾山公園の市民球場とサブグラウンド夜間照明が平成16年1月末に完了することに伴い、条例を整備するものでございます。

改正の主な内容としましては、使用料金の設定でございます。

次に、議案第74号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正につきましては、身体障害者補装具等給付費、保育所運営経費などの福祉関係扶助費の増額を初め、現年発生農地農業用施設及び土木施設災害の復旧事業費を中心に、補助事業等の事業決定に伴っての増減調整を行っております。

それでは、補正の概要について申し上げます。

今回の補正は、予算総額に 179,624千円を追加し、予算の総額を11,952,607千円といたすものでございます。

歳入につきましては、市税で課税所得額の確定見込みにより個人市民税を20,000千円増額計上いたしております。

また、普通交付税につきましても、今年度の交付額が決定したため 108,978千円増額するほか、事業費の追加・変更に伴い分担金・負担金、国県支出金、市債等を増減調整いたしております。

歳出につきましては、総務関係で、総合行政ネットワーク事業経費として 400千円を増額するほか、各種統計調査経費を 701千円減額するなど、事業費の確定による増減調整を行っております。

民生関係では、入所者数や対象者数の変動により、身体障害者補装具等給付事業に15,012千円、身体障害者施設支援事業に 653千円、重度心身障害者医療費助成事業に 8,000千円、

保育所運営事業に90,288千円、児童手当給付事業に6,400千円などを増額するとともに、平成14年度分の国県補助の精算に伴う在宅福祉事業費補助金返還金2,899千円を追加計上いたしております。

衛生関係では、平成14年度分の国県補助の精算に伴う老人保健事業等補助金返還金1,142千円を追加し、また、老人保健特別会計への繰出金を老人保健法改正に伴う負担割合の変更により34,204千円増額いたしております。

農林関係では、有害鳥獣被害防止対策事業に130千円増額し、現年発生農地農業用施設の復旧事業費として5,055千円を追加いたしております。

土木関係では、市道改良事業などの事業費決定に伴う増減調整のほか、公共下水道事業特別会計の歳入における消費税還付金の増などにより、繰出金を5,186千円減額するほか、現年発生土木施設の復旧事業費として2,090千円を増額いたしております。

教育関係では、小中学校管理事業で、消防法改正に伴う屋内消火栓用ホース購入経費726千円を追加いたしております。

このほか、1件の指定寄附がなされたことに伴い保健体育費にスポーツ振興事業交付金を追加計上いたしております。

次に、議案第75号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ787千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,123,509千円といたすものでございます。

それでは、その概要について申し上げます。

歳入につきましては、国庫補助金50千円、平成14年度の消費税還付等による諸収入7,023千円をそれぞれ増額し、公共下水道事業債は補助対象事業を組み替えた関係で1,100千円減額いたしております。

これに伴い一般会計からの繰入金も5,186千円減額いたしております。

歳出につきましては、総務管理費で受益者負担金一括納付報償金を200千円増額し、下水道台帳作成委託料を900千円減額いたしております。

維持管理費では、雨水ポンプ場管理経費を1,522千円増額いたしております。

建設事業費では、委託料の確定による予算の組み替えを行っております。

次に、議案第76号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、所要額の見込みあるいは確定による増額でありまして、予算の総額に64,260千円を追加し、総額3,134,816千円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、保険給付費を所要見込額により30,695千円増額し、所要額の確定により老人保健拠出金を26,885千円、介護給付金を6,394千円それぞれ増額するもので

ございます。

その財源につきましては、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金を充当いたしております。

次に、議案第77号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、老人医療費の増額に伴い、予算の総額に98,960千円を追加し、総額3,794,026千円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、総務費で500千円、医療諸費で98,460千円を増額するものでございます。

その財源につきましては、昨年10月の老人保健制度の改正による老人医療費の費用負担割合に応じ、支払基金交付金及び国庫支出金、一般会計繰入金を充当いたしております。

次に、議案第78号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約について申し上げます。

今回の改正は、組合に設置されたコンピューターを利用した戸籍事務の電算化に伴い、規約を整備するものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして御説明いたしましたが、詳細につきましては、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、12月6日から12月9日までの4日間は休会とし、次の会議は12月10日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時25分 散会